第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

計									

（記載上の注意）

１　「類型」には、苦情処理手続を実施した信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。

２　「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ　苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

所要期間	件数
１月未満	
１月以上―３月未満	
３月以上―６月未満	
６月以上	
計	

（単位：件）

手続実施方法	件数
面談	
電話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	
その他	

⑵　紛争解決手続の実施状況

ア　紛争解決手続の受付件数（当期の状況）

（単位：件）

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数を全て計上すること。